

福岡市内の**本社機能を拡充** 又は 福岡市内に**本社機能を移転**する場合

**固定資産税の軽減措置(3年間)** のほか法人税等の優遇措置が受けられます。

## 1 市税の優遇内容

対象資産にかかる**固定資産税の税率(通常1.4%)を3年間優遇**

	1年目	2年目	3年目
優遇後の税率 (優遇内容)	0 (課税免除)	0.35% (通常の1/4)	0.7% (通常の1/2)

※対象資産:本社機能の用に供される家屋等及び機械装置, 及びその敷地である土地

## 2 主な要件

- ① 福岡県知事より, **令和4年3月31日まで**に, 本社機能の整備計画(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)の認定を受けていること

<主な認定要件>

- ・移転・拡充(新・増設)のための整備が行われること
- ・整備期間中に, 本社機能の従業員数が5人(中小企業2人)以上増加すること

- ② 新・増設する本社機能の用に供する家屋等(建物,付属設備,構築物), 機械及び装置, 器具備品等の取得価額合計が, 3,800万円(中小企業1,900万円)以上

### ■本社機能とは

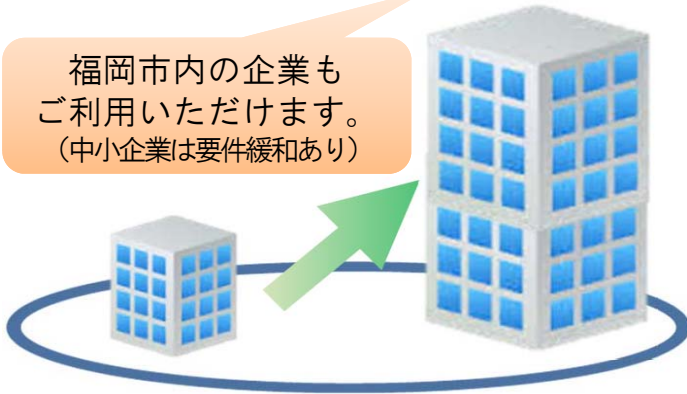
- ・調査・企画部門, 情報処理部門, 研究開発部門, 国際事業部門, 管理部門(総務,経理,人事等)で複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門
- ・研究所, 研究所で重要な役割を担うもの

### ■対象になる本社機能の移転・拡充とは(認定の分類)

**拡充型** 東京23区以外から福岡市への移転  
又は, 福岡市内の本社機能を拡充

**移転型** 東京23区から福岡市への移転

福岡市内の企業も  
ご利用いただけます。  
(中小企業は要件緩和あり)



## 3 その他

この他にも, 国税(法人税), 県税(事業税, 不動産取得税)等の優遇や, 県や本市の交付金の対象になる場合がございます。詳細はお気軽にお問い合わせください。